

A市社会福祉協議会における生活困窮者自立支援の取り組み  
～3事業の一体的実施による社会福祉士の視点からの一考察～

○齋藤 友希美（社会福祉法人にかほ市社会福祉協議会）秋田県社会福祉士会（43890）

## I. 研究目的

生活困窮者自立支援法が施行され5年が経過した。当法人では平成27年度よりA市の事業委託を受け自立相談支援事業、就労準備事業および家計改善事業の3事業の受託をしている。本題にある3事業とは、前述の3事業を意味する。当法人ではA市総合生活相談室として自立へ向けた支援と複雑多岐にわたる潜在化したニーズへ支援をしている現状にある。私自身の日々の実践から理論化や支援の確立は十分ではないように感じられる。本研究では複雑多岐にわたるニーズに対し、3事業を総合的に展開して地域自立支援につながる上で有効な社会福祉士の視点や関わり方について考察する。

## II. 研究方法

本研究では、3事業の一体的実施をしているA市総合相談室を研究対象とする。生活困窮者自立支援の取り組みを検証し事例研究法により分析した。次の1)から3)の順で社会福祉士の視点から明らかにしていく。

- 1) 実践地域の地域概要とA市総合相談室の資料を基に調査をする
- 2) 過去5年間の任意事業利用契約者の調査分析（表）としてまとめる
- 3) 生活困窮者自立支援から社会福祉士の役割と機能を分析する

## III. 倫理的配慮

公益社団法人日本社会福祉士会のガイドラインに基づき倫理的配慮を行った。A市生活相談室には研究目的以外には使用しないことを伝え書面において調査協力の承諾を得た。

## IV. 結果と考察

- 1) 実践地域の概要と資料を基に調査

実践地域はA市：人口24,272人、高齢化率37.6%、生活保護率5.3%

当法人は県内で唯一、法施行年度より3事業を実施している。他に弁護士・司法書士による無料法律相談、関係機関との連携・協議は延べ268回、専門職で構成された支援調整会議は不定期であるが年6回は開催している（2020年1月時点）

- 2) 過去5年間の任意事業利用契約者の調査分析（表）

	事業	年代	性別	婚姻	就労	住居	心身状態	収入	主訴	相談経路	地域との関わり	効果
A	家計	20代	女性	未婚	就労中	市営住宅	健康	有	介護/収入	関係機関(社協)	無	就職、転居
B	家計	60代	女性	既婚	就労中	持ち家	健康	老齢年金	生活費/収入	関係機関(包括)	有(近隣、友人)	就職、家計の維持
C	就労	20代	男性	未婚	無職	持ち家	精神障がい(2級)	無	ひきこもり/就職	家族(父)	無	医療、手帳取得
D	就労	50代	男性	未婚	無職 ⇒就職	持ち家	精神障がい(3級)	無	ひきこもり/就職	関係機関 (福祉事務所)	有(近隣)	就職、手帳取得
E	就労	30代	女性	未婚	無職 ⇒就B	持ち家	知的障がい(療育)	無 ⇒障がい年金	ひきこもり/就職	家族(母)	無	障がいサービス利用 手帳・年金取得
F	就労	20代	男性	未婚	無職	持ち家	精神障がい(1級)	無	ひきこもり/就職	家族(母)	無	手帳取得、転居
G	家計	70代	女性	既婚	無職	持ち家	身体障がい(2級)	老齢年金	生活費	関係機関 (介護支援専門員)	民生児童委員	長男の医療受診
H	家計	60代	男性	未婚	無職 ⇒就職	持ち家	健康	老齢年金	生活費/就職	関係機関 (福祉事務所)	有(近隣、友人)	就職、家計の維持
I	就労	30代	女性	既婚	無職	持ち家	精神障がい(申請中)	無	就職/病気	関係機関(社協)	無	手帳・年金申請中、就職
J	就労	20代	男性	未婚	無職	持ち家	精神障がい(申請中)	無	就職/生活費	関係機関(包括)	有(友人)	障がいサービス利用 手帳申請中

本研究の対象者は支援調整会議にて承認された自立相談支援事業と任意事業を利用したケースである。地域との関係が希薄であり制度の狭間として見落とされたケースである。心身状態の精神障がいや4ケースが発達障がいであり、障がいを抱えたケースは7件、ひきこもり経験・疑われるケースは5件、経済的困窮・お金に関するケースは5件である。8050問題にあたる高齢の親と子の世帯は4件となっている。相談経路は全てのケースが関係機関や家族から相談室につながった特徴がある。相談者からインテーク時に知らなかった、こんな制度や取組みがあったのかという話を聴くことが多かった。

### 3) 生活困窮者自立支援から社会福祉士の役割と機能を分析する

2) 調査分析の結果から鑑み「無い無いづくし」である。具体的には、経済的にお金がない、生活に余裕がない。福祉アクセシビリティの課題として知らない、分からない。社会的孤立の理由としては居場所がない、つながりがないといった共通するものがある。「無い無いづくし」へ地域でのソーシャルサポートネットワークを構築していく。個別の生活支援から地域支援へと地域に普遍化していくことである。社会福祉士として地域住民やインフォーマルな資源としてネットワークを構築し、地域との橋渡しをしていくことが役割としてある。社会福祉士としての制度や他機関、専門職との切れ目のない支援をつないでいく。反面、十分な広報や啓発が弱く、知らなかったという声もある。合理的配慮や情報保障の問題もある。A市では、他職種や多機関からの評価が得られにくく新規事業者の参入が難しい現状がある。

3 事業が一体的実施により、社会福祉士が一貫して寄り添う専門性の高い支援が可能となる。アウトリーチを中心とした支援により、家庭訪問のみならず、行政や医療機関、ハローワーク、不動産業者、職場や雇用先へと同行した寄り添う支援をしている。対象者へ寄り添いながらも、地域や職場といった環境へも働きかけ意識や環境醸成を図っている。孤立した状態にあり生活課題を問題として捉えず、困難な状況下に陥っている人と環境へ多角的にアプローチをしていく。エンパワメントを活かし、解決できそうな課題からスモールステップによる成功体験の積み重ねから自信へつなげていく。社会福祉士として環境醸成を行うことにより連携が図られ、役割分担や様々な機関へ包括的かつ横断的な支援が機能することが考えられる。

## V. 結論

3 事業が一体的に推進されることにより、社会福祉士が対象者だけでなく制度を横断的かつ環境も含めた地域支援へと包括的に展開される。社会福祉士の幅広い専門性とソーシャルサポートネットワークが機能することにより孤立や見落とされる対象者への支援へとつながる。3 事業の一体的実施による社会福祉士の視点から寄り添いながら、切れ目のない支援が人と環境醸成へと相互に働きかけていくことが出来ると考える。本研究の限界と課題として、A市では他事業者の参入、評価が得られにくいこと、福祉アクセシビリティの問題がある。本研究は、A市の地域性もあるため全ての自治体に当てはまるわけではない。また環境醸成として住民への意識、広報や啓発、居場所づくりといったことも多角的にみていかなければならない。

参考文献：厚生労働省社会援護局地域福祉課生活困窮自立支援室 生活困窮者自立支援制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

A市支援調整会議 会議録